

使用許可及び貸付状況に関する「実地調査チェックリスト」の周知徹底等について

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 「実地調査チェックリスト」による調査・確認について 使用許可及び貸付けに関する財産の使用の状況については、毎年1回、実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならないこととされている。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 (貸付料の減免手続等) 第31条の4 第30条、第31条、第32条及び第35条の規定は、法第238条の4第2項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、行政財産を貸し付ける場合について準用する。（以下略） (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認（規則 § 31、 § 39） 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。 ※ 他4か所に、「実地調査チェックリストにより確認すること」という旨の記載がある（関連する項目ごとの記載）。</p>	<p>「実地調査チェックリスト」により、使用許可及び貸付けに関する財産の使用の状況を調査、確認すべき36所属のうち過半数（19所属）において実地調査チェックリストが作成されておらず、制度が適切に運用されていない。</p>	<p>制度所管課として、各所属の「実地調査チェックリスト」による調査、確認の実施状況を把握するとともに課題を分析し、制度運用の徹底について検討されたい。</p>

2 「実地調査チェックリスト」作成の経緯と財産活用課の取組

平成20年度の包括外部監査において「大阪府公有財産規則に基づく実地調査に関して、項目の統一化、品質の確保を図るために、実地調査チェックリストの様式を策定すべきである」という監査結果が報告された。財産活用はこれを受け、「実地調査チェックリスト」の様式を作成し、平成21年6月5日付で、年1回、使用許可等に係る財産の使用の状況を「実地調査チェックリスト」に基づき実地調査を行い、チェックリストを台帳とともに保存するよう通知を行った。

また、「実地調査チェックリスト」による確認については、「公有財産の手引」に掲載し、庁内ウェブで様式を示すなど、周知を図った。

3 各所属の対応状況

平成29年度上半期における重点項目（公有財産の登録及び管理の状況について）に関して監査を実施した結果、使用許可及び貸付状況についての各所属の実地調査チェックリストによる確認状況は、以下のとおりであった。

作成している	作成していない	合計
17 所属	19 所属	36 所属

※ 監査を行った85所属のうち、49所属は使用許可等の実績がなかった。

措置の内容

各所属の「実地調査チェックリスト」による調査、確認の実施状況を把握するため、財産所管部局にヒアリングを実施した。この中で、許可及び貸付けの件数が多い部局では、その全てについて実地調査を行うことは、困難であること等の課題が判明した。

そこで、実地調査に係る事務負担を軽減するため、調査対象であった「電柱等インフラ、自動販売機及び短期使用」は、目的外に使用される恐れはなく、継続的に使用状況を把握しておく必要性が乏しいため、調査の対象外とするとともに、実地調査の周知徹底を図るため、実施状況を財産活用課に報告を行うこととし、庁内に通知した。

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年8月7日、事務局：平成29年6月14日から同年7月25日まで）